

技術職員名簿

頁

項番 3 5  
数 8 1 0 0 1 頁

前年に申請した技術職員名簿から資格が変更された者は(変更)と記入すること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	高崎 花子	昭和63年10月3日	33	8 2 0 5	0 0 1 2						0
2		高崎 太郎	昭和59年12月4日	37	8 2 0 1	2 1 4 2	2 9	2 1 4 2			(変更)	0
3		豊後 次郎	昭和41年4月12日	55	8 2 0 1	0 0 2 2						0
4		豊後 太郎	昭和40年9月10日	56	8 2 0 1	1 1 3 1	0 5	1 1 3 1			第00123456	30
5			年 月 日		8 2							
6			年 月 日		8 2							
7			日		8 2							
8			日									
9			日									
10			年 月 日									
11			年 月 日		8 2							
12	技術職員名簿の確認項目											
13	1. 追加職員等の確認											
14	・前年度申請書と氏名、生年月日、業種コード及び有資格区分コードを比較、新たに職員の追加や資格の追加があれば、資格の証明書類の添付を確認する。											
15	・新たに追加された職員については、決算日時点で6ヶ月以上の雇用関係があり、在籍しているかを確認する。(原則として社会保険関係書類にて確認するため、該当する場合は前年度の社会保険関係書類も持参すること。)											
16												
17	2. 講習受講の確認											
18	申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。											
19	①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)											
20	②監理技術者資格者証の交付を受け、有効期間内であること											
21	③法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること (審査基準日時点で有効かどうかではなく、審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していないと対象とならないので注意すること。※従来からの審査基準と変更なし)											
22	3. 常勤性確認											
23	・その他の審査項目(社会性等)の項目、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が加入有の場合は、常勤性確認として全員が保険に加入しているか確認する。健康保険について被扶養者となっている者は評価の対象としていない。											
24												
25	・加入無し又は適用除外の場合は、賃金台帳、出勤簿等により常勤性を確認する。代表者、事業主、取締役についても技術職員名簿に記載がある場合は、常勤性を確認する。											
26	※解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了しました。 経過措置終了以降、技術者の経過措置コード(例:2級土木施工:214→21D)の使用はできません。											
27	4. CPD単位取得数											
28	・CPD認定団体毎に審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第18に掲げる認定団体毎の数値で除し、30を乗じた数字。(CPD単位内訳一覧表で計算すること。ただし、参入できるCPD単位数は1人あたり30単位を上限とする。)											
29	・1人の技術職員について、複数のCPD認定団体により単位を取得している場合は、いずれか1つの認定団体の単位を元に算出する。											
30	・CPD単位数を証する書面等の写しに加え、CPD単位内訳一覧表を提出のこと。											

新規掲載者欄は、審査対象事業年内に新規に技術職員となった者(審査基準日から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係があり、当期事業年度開始日の直前1年以内に技術職員として雇用された者又は資格取得して新たに技術職員となった者)がいれば○を付すこと。

審査基準日(例:令和3年12月31日)時点の満年齢を記入すること。  
(例)  
令和3年12月31日においては生年月日が  
・昭和62年1月1日以前の者は満35歳以上

解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了。技術者の経過措置コード(2級土木施工:214→21D)の使用は不可。  
経過措置終了後も解体の技術者とするためには、資格等(講習修了など)が必要